

地域まちづくり活動補助金 **活用の手引き**

令和 6 年度版

白井市

目次

1. 補助金の目的	1
2. 補助対象団体	1
3. 補助対象事業	2
4. 補助対象外経費	3
5. 補助金額	4
6. 事業計画の企画・立案	4
7. 補助金の交付申請から実績報告書の提出までの流れ	5
8. 必要書類	5
9. 領収書の取扱い	6
10. その他	6
11. 各小学校区補助限度額(令和6年4月1日現在)	7
12. 必要書類の記載例	8
13. 白井市地域まちづくり活動補助金交付要綱	19

各必要書類は、白井市の公式ホームページからダウンロードできます。

ホーム > 交流・文化・スポーツ > 市民活動・ボランティア > 支援・助成
> 地域まちづくり活動補助金のご案内

※ トップページのサイト内検索や、次のQRコードからも
ダウンロードできます。

サイト内検索

地域まちづくり活動補助金



問い合わせ

白井市 市民環境経済部 市民活動支援課

電 話：047-492-1111（代）

（内線）3612～3614・3617

047-401-4078（直）

FAX：047-491-3551

メール：shiminkatsudou@city.shiroi.chiba.jp

1. 補助金の目的

地域まちづくり活動補助金は、小学校区内の住民の連帯意識及び自治意識の向上を目指し、小学校区内におけるコミュニティ組織の構築及び主体的なまちづくり活動を支援することを目的とした補助金です。

2. 補助対象団体

地域まちづくり活動補助金の交付を受けることができる団体は、次のとおりです。

- (1) 白井市自治連合会 第一小学校区支部
- (2) 白井市自治連合会 第二小学校区支部
- (3) 白井市自治連合会 第三小学校区支部
- (4) 白井市自治連合会 大山口小学校区支部
- (5) 白井市自治連合会 清水口小学校区支部
- (6) 白井市自治連合会 七次台小学校区支部
- (7) 白井市自治連合会 南山小学校区支部
- (8) 白井市自治連合会 池の上小学校区支部
- (9) 白井市自治連合会 桜台小学校区支部



3. 補助対象事業

地域まちづくり活動補助金は補助事業を通して小学校区内の連帯意識の向上やコミュニティの構築を目的としております。

そのため、実施を検討している事業が下記の補助事業の対象となるか、必ず事前に市に確認のうえ実施してください。

補助対象事業は、必須事業と選択事業の2つによって構成されます。関係団体等と連携して行う事業についても、補助対象とします。

この補助金額は、各小学校区の補助限度額以内とします。

	対象事業	具体的な事業
必須事業	小学校区コミュニティ組織の充実を図る事業	○総会・会議等に要する経費 ○関係機関・市民活動団体等との連携及び連絡調整に要する経費 ○広報紙の発行経費、ホームページ制作経費など
選択事業	1. 地域コミュニティの活性化を図る事業	○夏まつり、餅つき大会、スポーツ大会、レクリエーション大会など ※いずれも飲酒を目的とするアルコール類の購入は対象外です。
	2. 地域における防犯活動事業	○防犯パトロール、防犯講習会、通学路の見守りなどに要する経費
	3. 地域における防災活動事業	○防災訓練、避難訓練、防災講習会、地域防災リーダー育成、防災マップの作成などの防災活動・防災コミュニティの推進に要する経費など
	4. 地域環境を保全する事業	○緑化推進、ゴミゼロ運動、自然保護、ごみ減量化などに要する経費
	5. 地域課題を解決するための事業	○子育て支援・敬老会・高齢者の支援などの地域福祉活動、交通安全活動、青少年健全育成活動、歴史・文化の継承活動、地域の魅力発見活動などに要する経費
	6. その他市長が必要と認める事業	

4. 補助対象外経費

次に掲げる経費は、本補助金の対象外となります。

- (1) 懇親会費
- (2) 茶菓代（1人当たり1回180円を超える額）
- (3) 昼食代（1人当たり1回600円を超える額）
- (4) 人件費、賃金
- (5) 冠婚葬祭に係る経費
- (6) 寄付金・協力金・寸志などの経費
- (7) 構成員に対する報酬及び謝礼
- (8) 必須事業については、補助限度額の30%を超える額
- (9) 選択事業の食糧費については、選択事業合計の補助対象経費の30%を超える額
- (10) 国、県、市等が交付する補助金のうち、補助対象となる経費
(本補助金と重複している場合は、補助対象外となります。)
- (11) 各支部の構成自治会に配付する目的で購入する物品、消耗品費

5. 補助金額

補助金額は、各支部が行う事業費の合計額（補助対象分の合計の支出額から収入額の合計を引いた額）と補助限度額を比較して、少ない方の額となります。（100 円未満切り捨て）

※小学校区まちづくり協議会の設立地区と未設立地区で補助金額が異なります。

設立地区については、「小学校区みんなでまちづくり補助金（令和 2 年 3 月 30 日告示第 52 号）」の対象となるため、段階に応じて補助金額が変更となります。

（参考）

- ・ 設立地区・・・白井第二小学校区、白井第三小学校区、大山口小学校区
- ・ 未設立地区・・・白井第一小学校区、清水口小学校区、七次台小学校区、南山小学校区、池の上小学校区、桜台小学校区

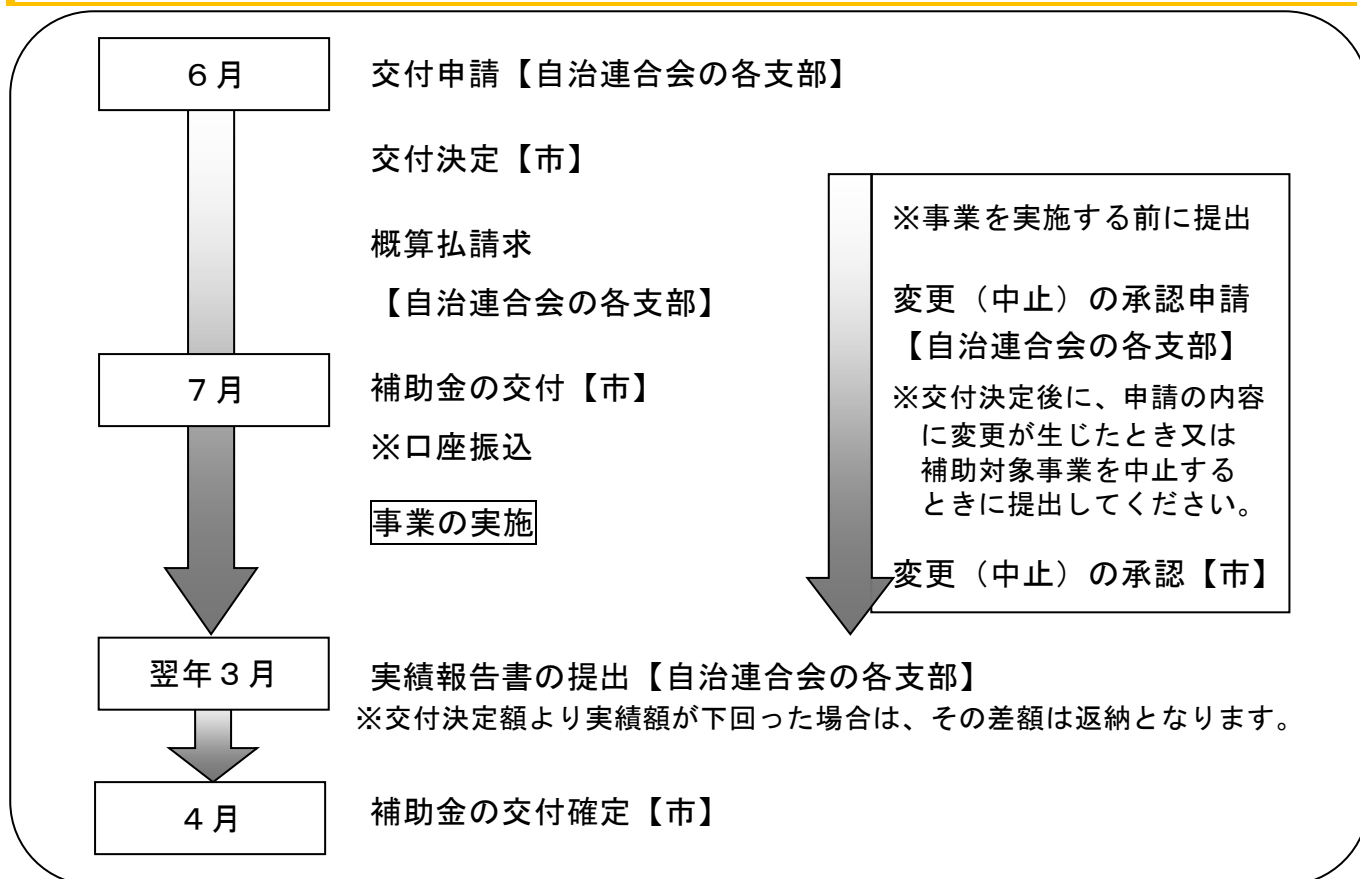
補助金の交付年度	補助金の額
小学校区まちづくり協議会設立の前年度まで （小学校区まちづくり協議会未設立地区）	補助対象経費と補助限度額（次の各号に掲げる額を合計して得た額をいう。以下同じ。）を比較して少ない方の額。 (1) 均等割額 10 万円 (2) 人口割額 毎年 4 月 1 日現在の小学校区内の住民基本台帳人口に 30 円を乗じて得た額 （ただし、100 円未満は切り捨てます。）
小学校区まちづくり協議会設立の年度	次の各号に掲げる額を合計して得た額と、補助限度額を比較して少ない方の額。 (1) 小学校区まちづくり協議会設立までに、選択事業の実施又は準備に要した補助対象経費 (2) 年度末までに、必須事業の実施に要した補助対象経費
小学校区まちづくり協議会設立の翌年度以降	補助対象経費と 5 万円を比較して少ない方の額。 <u>※補助対象は総会・会議等に要する経費のみ</u>

※令和 6 年 4 月 1 日現在の各小学校区の補助限度額は別表（7 ページ）のとおりです。

6. 事業計画の企画・立案

補助事業は各小学校区支部で企画・立案の上、支部会の承認を経た上で実施してください。

7. 補助金の交付申請から実績報告書の提出までの流れ



8. 必要書類

（１）交付申請の手続き

【記載例】

- ①白井市地域まちづくり活動補助金交付申請書（第１号様式）・・・P. 8
- ②白井市地域まちづくり活動補助金事業計画書（参考様式）・・・P. 9/10
- ③白井市地域まちづくり活動補助金事業収支予算書（参考様式）・・・P. 11

※②の事業計画書は、必須事業・選択事業ごとに作成してください。

（２）変更（中止）承認申請の手続き

- ①白井市地域まちづくり活動補助金変更（中止）承認申請書（第３号様式）・・・P. 12

※交付決定後に申請内容に変更が生じた場合や補助対象事業を中止する場合に提出してください。

（３）概算払請求の手続き

- ①白井市地域まちづくり活動補助金概算払請求書（第８号様式）・・・P. 13

（４）実績報告書の手続き

- ①白井市地域まちづくり活動補助金実績報告書（第５号様式）・・・P. 14
- ②白井市地域まちづくり活動補助金事業報告書（参考様式）・・・P. 15
- ③白井市地域まちづくり活動補助金事業収支決算書（参考様式）・・・P. 16
- ④補助対象事業に係る領収書の写し
- ⑤補助対象事業の実施に係る写真（選択事業のみ）

※②～④は、必須事業・選択事業ごとに作成してください。

9. 領収書の取扱い

- 実績報告書には、補助対象経費に係る領収書の写しを添付して提出してください。
- 領収書は「発行日」、「金額」、「使途」、「受取名義」、「発行元」が明記されたもので、支払内容の内訳が分かるようにしてください。
- 領収書に使途が明記されていない場合は、当該経費に係るレシートを併せて提出してください。
- 領収書の受取名義は、補助対象団体である「白井市自治連合会の各支部」宛てとしてください。
- 領収書で確認できない支出は、原則として補助対象とは認められません。但し、「交通費」等領収書が発行されない支出は、任意様式により、白井市自治連合会の支部長の証明（署名・捺印）がある場合に限り、認めます。
- 金融機関を通じて支出した場合は、金融機関が発行する振込明細書、請求書等に金融機関の領収印が押印されている書類は認めます。

【領収書の例】

領 収 書	令和〇年〇月〇日
白井市自治連合会第一小学校区支部 様	
金 額 ￥ 8 0 , 0 0 0 円	
但し、厨房機器リース代として 上記正に領収しました。	
株式会社 白井商店 	
千葉県白井市復 1 1 2 3	
電話 0 4 7 - 4 9 2 - 1 1 1 1	

10. その他

- 概算払請求書や実績報告書を作成する際に、補助金交付決定通知書の日付や指令番号が誤っていることがみられます。日付を間違えると申請ができないため、作成前に担当者にご確認ください。
- 補助金の対象外経費を補助金の実績報告の際に記載する例が例年見られます。収支予算書を提出する際に対象経費かどうか担当者に必ずご確認ください。
- 事業計画で提出のない事業の支出や事業と直接関係のない支出（事業終了後に余剰金で物品を購入する等）は認められませんので、ご注意ください。

11. 各小学校区補助限度額(令和6年4月1日現在)

小学校区	構成 自治組織数	R 6 人口(人)	R 5 人口(人)	増減	地域まちづくり活動補助金 上限額				R 5 上限額 (参考)	
					均等割 (A)	人口割(30 円) (B)	合計額 (A+B)	補助限度額 (百円未満切捨)	上限額	差額
白井第一小学校区	9	4,649	4,645	4	100,000	139,470	239,470	239,400	239,300	100
白井第二小学校区	9	2,927	2,921	6	-	-	-	50,000	50,000	0
白井第三小学校区	10	9,795	9,863	▲ 68	-	-	-	50,000	50,000	0
大山口小学校区	7	8,684	8,726	▲ 42	-	-	-	50,000	50,000	0
清水口小学校区	13	7,588	7,660	▲ 72	100,000	227,640	327,640	327,600	329,800	▲ 2,200
七次台小学校区	9	7,563	7,591	▲ 28	100,000	226,890	326,890	326,800	327,700	▲ 900
南山小学校区	13	7,002	7,085	▲ 83	100,000	210,060	310,060	310,000	312,500	▲ 2,500
池の上小学校区	14	6,953	7,031	▲ 78	100,000	208,590	308,590	308,500	310,900	▲ 2,400
桜台小学校区	13	7,119	7,124	▲ 5	100,000	213,570	313,570	313,500	313,700	▲ 200
合 計	97	62,280	62,646	▲ 366	600,000	1,226,220	1,826,220	1,975,800	1,983,900	▲ 8,100

※白井第二小学校区、白井第三小学校区、大山口小学校区は、まちづくり協議会設立済みのため、必須事業のみ対象で補助限度額は50,000円。

12. 必要書類の記載例

別 記

第1号様式（第7条関係）

記載例

白井市地域まちづくり活動補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）白井市長

自治連合会支部名 白井市自治連合会第一小学校区支部

代表者住所 白井市復1123-1

氏名 白井 太郎

白井市地域まちづくり活動補助金の交付を受けたいので、白井市地域まちづくり活動補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 241,000 円

2 事業別内訳

（1）必須事業 50,000 円

（2）選択事業 191,000 円

3 添付書類（事業ごとに提出）

（1）事業計画書

（2）収支予算書

（3）その他市長が必要と認める書類

補助対象事業名	必須事業 第一小学校区支部の充実を図る事業
補助対象事業の目的	第一小学校区内の10自治会の連携を図るとともに、支部活動の充実を図るために、本事業を実施する。
補助対象事業の概要	1. 総会、役員会及び定例会の開催
事業計画 (実施時期、実施場所、実施内容及び参加予定人数などを記載)	令和●年5月～令和◆年3月 (総会) 日時：5月15日(日) 9:00～ 場所：白井コミュニティセンター 参加者：自治会長10人 (役員会) 日時：5月・7月・10月・12月・令和3年2月(年5回) 場所：白井コミュニティセンター 参加者：支部役員4人 (定例会) 日時：5月・10月・令和3年3月(年3回) 場所：白井コミュニティセンター 参加者：自治会長10人

白井市地域まちづくり活動補助金事業計画書

選択事業
ごとに記載

補 助 対 象 事 業 名	選択事業 避難訓練
補助対象事業の目的	第一小学校区内の防災意識を高めるため、 小中学生及び地域住民を対象とした実践型の避難訓練を実施する。
補助対象事業の概要	1. 避難所への避難 2. 災害時を想定した避難所運営訓練 3. 炊き出し訓練など
事業計画 (実施時期、実施場所、実施内容及び参加 予定人数などを記載)	日 時：令和●年 9 月 18 日（日） 午前 9 時～午後 2 時 場 所：白井第一小学校グラウンド・体育館 参加者：小中学生 50 人 <u>地域住民 100 人</u> 合 計 150 人予定

記載例

白井市地域まちづくり活動補助金事業収支予算書

支部名：白井市自治連合会第一小学校区支部

(収入)

単位：円

項 目	収入額	内 訳
合 計	0	

(支出)

単位：円

	項 目	事業費	補助対象経費	内 訳
必須事業	茶果代	900	900	総会 飲み物代 9 本
	施設使用料	2,400	2,400	コミュニティセンター 8 回
	事務用紙代	10,500	10,500	A 4・A 3
	コピー代	36,200	36,200	
	計 (補助対象分)	50,000	A 50,000	※補助限度額の 30% 以内
選択事業	厨房機器リース代	80,000	80,000	大鍋・ガスコンロ
	食材費	57,000	57,000	
	燃料代	3,000	3,000	ガス代
	行事保険代	11,000	11,000	200 人分
	講師謝礼	40,000	40,000	
	計 (補助対象分)	191,000	B 191,000	
合計 (補助対象分)		191,000	191,000	A + B
補助対象外経費	懇親会	48,800		総会後
	合 計	48,800		
総合計		289,800	241,000	

対象外経費を補助金として記載する例がみられるため、事前に補助金の対象か担当にご確認ください。

【 事業費の合計 (補助対象分に係る差引額) 】

支出合計 (241,000 円) - 収入合計 (0 円) = 241,000 円

白井市地域まちづくり活動補助金変更（中止）承認申請書

年 月 日

（宛先）白井市長

自治連合会支部名 白井市自治連合会第一小学校区支部

代表者住所 白井市復1123-1

氏名 白井 太郎

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった補助対象事業について、次のとおり変更~~（中止）~~したいので、白井市地域まちづくり活動補助金交付要綱第9条の規定により申請します。

補助対象事業名	避難訓練
変更内容	変更前 避難訓練 変更後 自転車安全教室 補助対象事業の目的 小学校区支部内の地域住民の交通安全を目的に開催する。 補助対象経費 33,000円
変更（中止）理由	訓練場所が確保できなくなったため
添付書類	1. 開催要項 2. 予算計画

白井市地域まちづくり活動補助金概算払請求書

年 月 日

（宛先）白井市長

補助金交付決定通知書の日付や指令番号を事前に担当者へご確認ください。

自治連合会支部名 白井市自治連合会第一小学校区支部
 代表者住所 白井市復1123-1
 氏名 白井 太郎

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった白井市地域まちづくり活動補助金について、下記のとおり概算払を受けたいので、白井市地域まちづくり活動補助金交付要綱第14条の規定により請求します。

記

1 補助金概算払請求額 一金 241,000 円也

2 概算払を必要とする理由

第一小学校区支部の活動を行うにあたり、当支部には自己資金がないことから、当該補助金を活動費に充てたいため、補助金の概算払いをお願いしたい。

＊振込先

金融機関名	〇〇〇 銀行・信用金庫・農協・組合
支店名	〇〇〇 本店 ・ 支店
預金種別	普通 ・ 当座
口座番号	0123456
フリガナ	シロイシジチレンゴウカイダイイチショウガツコウシブシブチョウシロイタロウ
口座名義	白井市自治連合会第一小学校区支部 支部長 白井 太郎

白井市地域まちづくり活動補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）白井市長

自治連合会支部名 白井市自治連合会第一小学校区支部

代表者住所 白井市復1123-1

氏名 白井 太郎

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった補助対象事業が完了したので、白井市地域まちづくり活動補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり報告します。

記

補助金交付決定通知書の
日付や指令番号を事前に
担当者へご確認ください。

1 補助金の交付決定額 241,000 円

2 事業別実績内訳

（1）必須事業 50,151 円（うち補助金充当額 50,151 円）

（2）選択事業 218,542 円（うち補助金充当額 169,742 円）

（3）合 計 268,693 円（うち補助金充当額 219,893 円）

（百円未満切り捨て 219,800 円）

3 添付書類（事業ごとに提出）

（1）事業報告書

（2）収支決算書

（3）領収書の写し

（4）事業実施に係る写真

概算払い済額 241,000 円と
補助対象経費 219,800 円の
差額 21,200 円は市に返納

補 助 対 象 事 業 名	必須事業 白井第一小学校区支部の充実を図る事業
事 業 費 総 額	50,151 円（うち補助金充当額 50,151 円）
実 施 期 間	令和●年 5 月 1 5 日（日）～ 3 月 2 6 日（日）
事 業 の 実 施 経 過	支部の連携を図るための支部会議の開催
事 業 報 告 （実施場所、実施内容、参加人数及び成果などを記載）	令和●年 5 月～令和◆年 3 月 （総会） 日 時：5 月 1 5 日（日）9:00～ 場 所：白井コミュニティセンター 参加者：自治会長 1 2 人 （役員会） 日 時：5 月 1 5 日（日）・7 月 1 0 日（日） 1 0 月 9 日（日）・1 2 月 1 1 日（日） 令和◆年 2 月 1 2 日（日）（年 5 回） 場 所：白井コミュニティセンター 参加者：支部役員 4 人 （定例会） 日 時：5 月 8 日（日）・10 月 2 日（日） 令和◆年 3 月 2 6 日（日） （年 3 回） 場 所：白井コミュニティセンター 参加者：自治会長 1 2 人

白井市地域まちづくり活動補助金事業収支決算書

補助対象事業名 **必須事業 白井第一小学校区支部の充実を図る事業**

(収入)

単位：円

項 目	収入額	内 訳
合 計	0	

(支出)

単位：円

項 目	事業費	補助対象経費	内 訳
茶果代	921	921	総会 飲み物代 9 本
施設使用料	2,400	2,400	コミュニティセンター 8 回
事務用紙代	10,630	10,630	A 4 ・ A 3
コピー代	36,200	36,200	
合計（補助対象分）	50,151	50,151	※補助限度額の 30% 以内
補助 対象 外 経 費 総 合 計		/	
	合 計		
総合計	50,151	50,151	

【 事業費の合計（補助対象分に係る差引額） 】

支出合計（50,151 円）－収入合計（ 0 円）＝50,151 円

白井市地域まちづくり活動補助金事業報告書

選択事業
ごとに記載

補助対象事業名	選択事業 避難訓練
事業費総額	169,742 円（うち補助金充当額 169,742 円）
実施期間	令和●年 5 月 28 日（土）～ 9 月 20 日（火）
事業の実施経過	5 月 28 日（土） 避難訓練会場の手配 7 月 17 日（日） 打ち合わせ会議開催 （周知ポスター・チラシについて） 8 月 7 日（日） ポスター・チラシ印刷 8 月 21 日（日） 各自治会にチラシを配布 9 月 15 日（木） 食材手配、厨房機器納品 9 月 18 日（日） 避難訓練実施 9 月 20 日（火） 厨房機器の返却
事業報告 （実施場所、実施内容、参加人数及び成果などを記載）	日 時：令和●年 9 月 18 日（日） 午前 9 時～午後 2 時 場 所：白井第一小学校グラウンド・体育館 参加者：小中学生 55 人、地域住民 173 人 合計 228 人 成 果：参加者全員が防災倉庫内の資機材を確認するとともに、実際に資機材を組立て、避難所生活を模擬体験することができ、また講師を派遣し災害発生時に気を付けるべきことなどの講義を受けるなど災害時の備えに役立った。 反省点：炊き出し訓練については、支部側で食材を手配したが、参加者に持ち寄ってもらい実施した方が、より良かった。

記載例

白井市地域まちづくり活動補助金事業収支決算書

補助対象事業名 **選択事業 避難訓練**

(収入)

単位：円

項 目	収入額	収入額	内 訳
合 計		0	

選択事業
ごとに記載

(支出)

単位：円

項 目	事業費	補助対象経費	内 訳
厨房機器リース代	80,000	80,000	大鍋・ガスコンロ
食材費	46,913	46,913	
燃料代	2,829	2,829	ガス代
行事保険代	10,000	10,000	228人分
講師謝礼	30,000	30,000	
合計（補助対象分）	169,742	169,742	
補助 対象 外 経 費	懇親会	48,800	訓練後
	合 計	48,800	
総合計	218,542	169,742	

【 事業費の合計（補助対象分に係る差引額） 】

支出合計（169,742円）－収入合計（ 0円）＝169,742円

13. 白井市地域まちづくり活動補助金交付要綱

○白井市地域まちづくり活動補助金交付要綱

平成25年2月1日

告示第11号

改正 令和2年3月30日告示第53号

令和3年3月31日告示第55号

(目的)

第1条 市長は、小学校区内の住民の連帯意識及び自治意識の向上を図るため、小学校区内におけるコミュニティ組織の充実及び主体的なまちづくり活動に要する経費について、予算の範囲内において、白井市補助金等交付規則（平成元年規則第10号）及びこの要綱に基づき、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 小学校区 白井市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則（平成2年教育委員会規則第3号）別表に定める小学校の通学区域を範囲とした地域をいう。
- (2) コミュニティ組織 地域社会の発展を目的として、市内の一定地域の住民により、自主的に結成された組織をいう。
- (3) 小学校区まちづくり協議会 小学校区まちづくり協議会認定要綱（令和2年告示第51号）第3条に定める要件を満たし、同第5条に基づき認定を受けた団体をいう。

(一部改正〔令和2年告示53号〕)

(補助対象団体)

第3条 補助金の交付を受けることができる団体（以下「補助対象団体」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 白井市自治連合会 第一小学校区支部
- (2) 白井市自治連合会 第二小学校区支部
- (3) 白井市自治連合会 第三小学校区支部
- (4) 白井市自治連合会 大山口小学校区支部
- (5) 白井市自治連合会 清水口小学校区支部
- (6) 白井市自治連合会 七次台小学校区支部
- (7) 白井市自治連合会 南山小学校区支部
- (8) 白井市自治連合会 池の上小学校区支部
- (9) 白井市自治連合会 桜台小学校区支部

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象団体が行う次に掲げる事業とする。ただし、補助対象団体が、次に掲げる事業を行う他の団体と連携して行う事業を含む。

- (1) 必須事業 小学校区内のコミュニティ組織の充実を図る事業
- (2) 選択事業 前号の必須事業と併せて実施する次の各号のいずれかの事業
 - ア 地域コミュニティの活性化を図る事業
 - イ 地域における防犯活動事業
 - ウ 地域における防災活動事業
 - エ 地域環境を保全する事業
 - オ 地域課題を解決するための事業
 - カ その他市長が認める事業

2 前項の規定にかかわらず、補助対象団体が属する小学校区に小学校区まちづくり協議会が設立された月の翌月以降は、前項第1号に掲げる必須事業のみを補助対象事業とする。

(一部改正〔令和2年告示53号〕)

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業の実施に要する経費から補助対象事業の実施により生ずる収入額を減じた額とする。ただし、次に掲げる経費は、補助金の対象としない。

- (1) 会食費、茶菓代(1人当たり1回につき180円を超える額に限る。)及び昼食代(1人当たり1回につき600円を超える額に限る。)
- (2) 食糧費が補助対象経費の10分の3を超える場合にあっては、その超える額
- (3) 必須事業に係る補助対象経費が次条に規定する補助限度額の10分の3を超える場合にあっては、その超える額
- (4) 懇親会費、交際費及び接待費
- (5) 人件費及び賃金
- (6) 構成員に対する報酬、謝礼金等
- (7) 国、県その他の団体の補助金又は市の他の補助金の対象となる経費
- (8) その他市長が適当でないと認める経費

2 前項の規定にかかわらず、補助対象団体が属する小学校区に小学校区まちづくり協議会が設立された月の翌月以降は、同項第2号及び第3号に掲げる経費を補助対象とする。

(一部改正〔令和2年告示53号〕)

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、別表のとおりとする。ただし、算出した補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(全部改正〔令和2年告示53号〕)

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象団体の代表者(以下「申請者」という。)は、白井市地域まちづくり活動補助金交付申請書(別記第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めたときは、白井市地域まちづくり活動補助金交付決定通知書(別記第2号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

(変更等の承認の申請)

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、申請の内容に変更が生じたとき又は補助対象事業を中止しようとするときは、白井市地域まちづくり活動補助金変更(中止)承認申請書(別記第3号様式)により、市長に申請しなければならない。

(変更等の承認)

第10条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めたときは、白井市地域まちづくり活動補助金変更(中止)承認通知書(別記第4号様式)により、当該交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに、白井市地域まちづくり活動補助金実績報告書(別記第5号様式)により、市長に報告しなければならない。

(確定の通知)

第12条 市長は、前条の規定による報告があった場合において、その内容を審査し、
適当と認めたときは、白井市地域まちづくり活動補助金確定通知書（別記第6号様
式）により、当該交付決定者に通知するものとする。

(交付の請求)

第13条 前条の規定により補助金の確定の通知を受けた者は、白井市地域まちづく
り活動補助金交付請求書（別記第7号様式）により、市長に請求しなければならない。
い。

(概算払の請求)

第14条 交付決定者は、補助金の概算払を受けようとするときは、白井市地域まち
づくり活動補助金概算払請求書（別記第8号様式）により、市長に請求しなければ
ならない。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

(白井市地区コミュニティ活動補助金交付要綱の廃止)

2 白井市地区コミュニティ活動補助金交付要綱（平成3年告示第17号）は、廃止
する。

(経過措置)

3 この告示の施行の日前に、前項の規定による廃止前の白井市地区コミュニティ活
動補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）に基づき補助金の交付の決定を受けた
ものに対する当該補助金の交付については、なお従前の例による。

4 旧要綱第3条に規定する地域団体が行うコミュニティ活動（第3条の補助対象団
体が認めたものに限る。）は、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの
間に限り、第4条に規定する補助対象事業とみなす。この場合において、補助金の
額は、第6条の規定により算定した額とする。

(失効)

5 この告示は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

(追加〔令和2年告示53号〕)

附 則（令和2年告示第53号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年告示第55号）

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行前に、改正前のそれぞれの告示の規定により調製した用紙は、こ
の告示の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表（第 6 条関係）

（追加〔令和 2 年告示 5 3 号〕）

補助金の交付年度	補助金の額
小学校区まちづくり協議会設立の前年度まで	補助対象経費と補助限度額（次の各号に掲げる額を合計して得た額をいう。以下同じ。）とを比較して少ない方の額とする。 (1) 均等割額 10 万円 (2) 人口割額 毎年 4 月 1 日現在の小学校区内の住民基本台帳人口に 30 円を乗じて得た額
小学校区まちづくり協議会設立の年度	次の各号に掲げる額を合計して得た額と、補助限度額を比較して少ない方の額とする。 (1) 小学校区まちづくり協議会設立までに、選択事業の実施又は準備に要した補助対象経費 (2) 年度末までに、必須事業の実施に要した補助対象経費
小学校区まちづくり協議会設立の翌年度以降	補助対象経費と 5 万円を比較して少ない方の額とする。